

イオンモール名取の届出概要について (法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 イオンモール株式会社
- 2 届出年月日 平成 29 年 9 月 29 日
- 3 店舗の名称 イオンモール名取
- 4 店舗設置者 イオンモール株式会社 代表取締役社長 吉田 昭夫
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 5 店舗所在地 名取市杜せきのした五丁目 3 番地の 1
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 駐輪場の位置 (軽微変更承認済み)
 - (2) 荷さばき施設の位置 (軽微変更承認済み)
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 (8 か月制限対象外)
(変更前) 10 か所
(変更後) 9 か所
- 7 変更する年月日 平成 29 年 10 月 2 日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日：平成 29 年 10 月 13 日
 - ・縦覧期間：公告の日から平成 30 年 2 月 13 日まで (公告の日から 4 か月)
 - ・地元説明会：(1) (2) は軽微変更により開催不要、(3) は掲示による説明
 - ・市町村等からの意見書提出期限：平成 30 年 2 月 13 日 (公告の日から 4 か月以内)
 - ・県の意見の通知期限：平成 30 年 5 月 29 日 (届出から 8 か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

55,000 m²

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 3,887 台 (指針による必要台数：3,887 台)
- (2) 駐輪場の収容台数 1,000 台
- (3) 荷さばき施設の面積 1,621 m²
- (4) 廃棄物保管施設の位置及び容量 494 m³ (指針による必要容量：144 m³)

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻
イオン：午前 7 時から午前 0 時まで
専門店：午前 9 時から午後 11 時まで
- (2) 駐車場利用時間帯 午前 6 時 30 分から午前 0 時 30 分
- (3) 荷さばき可能時間帯 午前 4 時から午前 1 時まで

住民説明会の実施状況

※掲示により届出内容の説明を行ったため説明会は実施していない。

名取市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
施設周辺は住宅地であることから、駐車場出入口の減少によって周辺道路が渋滞し地域住民の生活に支障を来すことの無いよう配慮されたい。	工事期間中のお客様車両と工事車両との事故防止の安全対策として、出入口2は工事車両専用とし、誘導員を配置します。なお、周辺道路が渋滞し地域住民の生活に支障を来すことのないよう、繁忙時には適時誘導員を配置し混雑の分散と解消につとめます。 さらには増台した南側隔地駐車場を利用していただけるよう土・日は15分毎にシャトルバスを運行し、利便性を高めます。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	イオンモール株式会社	
届出年月日	平成29年9月29日	
店舗名称	イオンモール名取	
所在地	名取市杜せきのした五丁目3番地の1	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	なし	